

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
が休日、
の翌日
当たります)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

土地改良区の定款の変更の認可（二件）（〃）

県営土地改良事業の換地計画の決定（〃）

土地改良事業の変更認可申請の適否の決定（〃）

基本測量の実施（管理課）

開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

◇ 告 示 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

告 示

鳥取県告示第六百五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	平成二年六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市東巖城町二	〃
山本歯科医院	鳥取市末広温泉町二二一	平成二年六月二十八日
諏訪部歯科診療所	東伯郡北条町大字弓原二九三 一―二	平成二年六月二十三日
潮歯科医院	西伯郡会見町天万九〇七―四	平成二年六月十六日
桑谷至誠堂薬局	米子市糺町二丁目五〇―三	平成二年六月十五日
渡部歯科医院	米子市四日市町九四	平成二年六月二十四日
石田内科循環器科医院	米子市夜見町一七五八―一	平成二年六月十五日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九―一	平成二年六月一日

鳥取県告示第六百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝谷土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 修 気高郡鹿野町大字岡木二五一

平成元年十一月九日退任

理事 徳 岡 憲 治 気高郡鹿野町大字岡木八三

平成元年三月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 田 中 瑞 穂 気高郡鹿野町大字岡木五二一

〃 山 下 博 〃 九二

平成二年一月三十一日就任 任期平成三年四月七日まで

鳥取県告示第六百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、鷹狩土地改良区の定款の変更を平成二年六月三十日認可したので、

同条第三項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を平成二年七月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る立縫地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百十号

若桜町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）湯原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年七月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（水準重力測量）

二 作業期間 平成二年七月二十四日から同年十一月三十日まで

三 作業地域 鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町及び福部村、気高郡気高町

及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、大栄町、東伯町及び赤

碕町並びに西伯郡淀江町、大山町、名和町及び中山町

鳥取県告示第六百十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年一月三十日 鳥取県指令受都計三十二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市葭津字石畑

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市葭津二二四

石橋 勇

石橋浩子

鳥取県告示第六百十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年七月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年五月二十九日 鳥取県指令受鳥土維第八百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字平森

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市新品治町六

有限会社コトブキ

代表取締役 岸田寿一

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成2年7月6日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成 2 年 8 月 8 日	午前 10 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	米子市桃町一丁目 151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成 2 年 8 月 3 日	午後 1 時 30 分から 午後 4 時 00 分まで	米子市桃町一丁目 151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成 2 年 8 月 31 日	午後 1 時 30 分から	鳥取市東町一丁目 220	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
		午後 4 時 00 分まで	鳥取県庁県議会議棟 2 階 第 2 執行部控室	智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの
ア 現に法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して 3 年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間

イ 経験者講習 2 時間 30 分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考 査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000 円

イ 経験者講習 1,500 円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（ノート、ボールペン、万年筆）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月十八百五十円（送料を含む。）】